

第6章

産業の復興

空白

■趣旨、基本的な考え方

震災により区内の産業は人的・物的に大きな損害を被る事が予想さる。早急かつ効果的な復興を行うには、被災事業所の自助努力に加え、公的な支援が欠かせない。

そこで、区は被害の状況を詳細に把握し、区内産業の復興支援を積極的に行っていく必要がある。

区内産業の被害状況の把握

(1) 区内産業の被害状況の把握

第6章 産業の復興 第1節 区内産業の被害状況の把握

項目名	(1) 区内産業の被害状況の把握
<p>産業の復興に関する支援策を適切に実施するには、震災による区内産業の被害状況を正確に把握することが必要である。また、限られた資源を有効に活用するには、復旧状況や希望する支援内容の把握も必要であり、区内産業における被害状況について早急に把握するとともに、復旧状況やどのような支援を希望しているのかの調査を行う。</p>	

□震災前の行動

具体的行動名	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 事業者団体組織へ調査の協力依頼。	産業経済課	事前に事業者団体組織へ調査の協力、調査内容、調査方法について決めておく。	
(2) 区内産業復興支援計画の作成。	産業経済課	現地調査時に持参するために、復興支援計画を事前に被災状況に応じて作成しておく。	

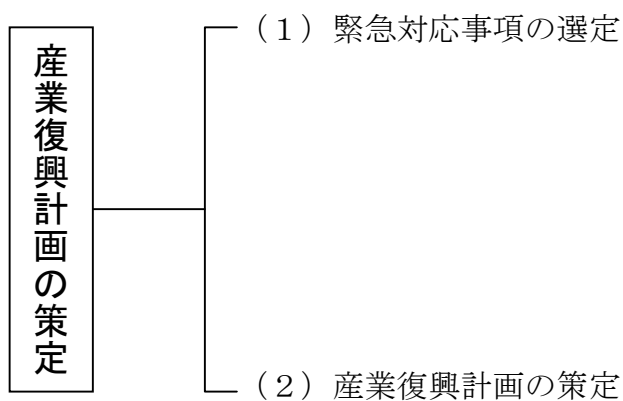
□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 区内産業の被害状況等の把握	震災直後	産業経済課	<ul style="list-style-type: none"> ○被災直後から災害対策本部で集める情報（建物の被害状況等）を基に区内産業の受けた被害の概要を把握する。 ○職員による現地調査を行うほか、区内の事業者団体を通じ、被害に関する具体的情報を収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所の被害・復旧状況調査や雇用状況調査に併せて、都内の事業所を対象に定期的アンケート調査を実施し、取引の回復状況や今後の見通し、取引活動の阻害要因等について把握する。 ○分析結果は、支援策立案の基礎データとするため、関

<p>(2) 区内産業の復旧状況等の把握</p>	<p>被災後 1週間～</p> <p>被災後 2週間～</p>	<p>産業経 済課</p>	<p>○区内の事業者団体を通じ、商店や産業の復旧状況や支援の具体的希望に関する調査を行う。</p> <p>○区内の事業者団体を通じ、取引の回復状況や今後の見通し等を調査する。</p>	<p>係部局及び区市町村に速やかに配布するとともに、マスコミや広報等を通じ、都民に情報提供する。</p>
<p>留意事項</p>				

■趣旨、基本的な考え方

震災から目黒区の産業が復興するためには、緊急的対応のみならず長期的な視点に立った施策を進めていく必要もあることから、復興の段階に応じて産業復興の方向性を明らかにする。



第6章 産業の復興 第2節 産業復興計画の策定

項目名	(1) 緊急対応事項の選定			
<p>震災後は、財政面や人的資源の面で膨大な需要が発生するのに対し、その供給は極めて限られたものになることが予想される。そのような中で、被災直後から迅速かつ的確に産業復興に取り組むためには、緊急に対応すべき事項を的確に選定し、効率的に行う必要がある。</p>				
<p>□震災後の行動</p>				
震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 産業復興検討体制の整備	被災直後	災対区民生活部 (産業経済課)	○産業経済課を中心に検討体制を整備する。	○産業労働局長を委員長とし、局内部長級で構成する産業復興対策委員会を設置する。
(2) 緊急対応事項の選定	被災直後	災対区民生活部 (産業経済課)	○各分野における被害状況調査の結果を踏まえ、緊急に対応すべき事項の洗い出しを行う。 ○各分野ごとの緊急対応事項を決定し、東京都に必要な支援要請を行う。	○被害状況調査の結果や区市町村のニーズを踏まえ、同委員会において、局としての緊急対応事項の決定を行う。
留意事項				

第6章 産業の復興 第2節 産業復興計画の策定

項 目 名	(2) 産業復興計画の策定
<p>緊急的対応後の産業復興を総合的かつ中長期的な視点から進めていくため、産業復興計画策定のための検討組織を設置し、外部専門家から専門的・技術的な助言等も受けながら、産業復興計画の策定を行う。</p>	

□震災後の行動

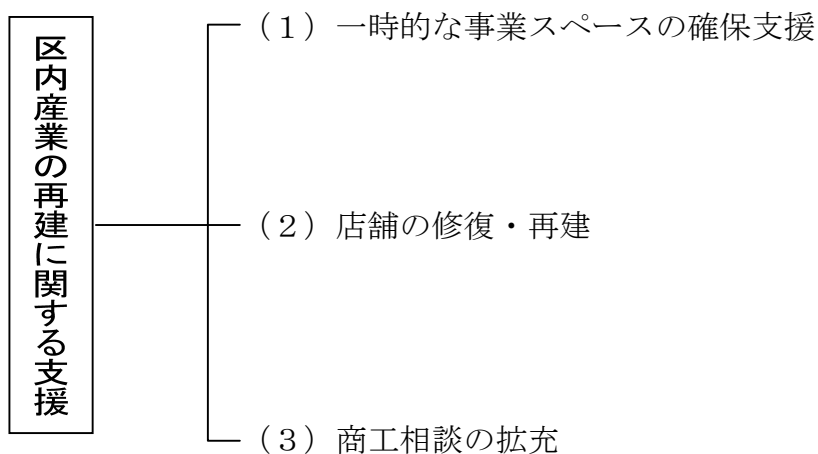
震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 計画策定体制の整備	被災後概ね1カ月以内	産業経済課	<ul style="list-style-type: none"> ○産業経済課を中心に、各分野の職員から構成する計画策定の検討組織を設置する。 ○検討組織は、計画策定の全体スケジュールを定めるとともに、計画策定に着手する。 ○外部専門家から専門的・技術的な助言・提言等を受ける。 	
(2) 計画原案の策定	被災後概ね2カ月以内	産業経済課	<ul style="list-style-type: none"> ○検討組織の指示を踏まえ検討を行い、原案を策定する。 ○復興本部に、産業復興計画の原案を報告する。 	
(3) 計画原案の公表	被災後概ね3カ月以内	産業経済課	<ul style="list-style-type: none"> ○報道機関への発表・広報を行い、区民からの意見を収集する。 ○都への意見照会を行い、必要に応じ調整する。 	
(4) 計画の策定	被災後概ね4カ月以内	産業経済課	<ul style="list-style-type: none"> ○各方面からの意見等を踏まえた上で計画を策定する。 ○復興本部に、産業復興計画を報告する。 	
留意事項				

■趣旨、基本的な考え方

震災により区内産業は、事業者・従業者等の死傷、その事業所自体の損壊や取引高の減減等、大きな人的・物的損害を被ることが想定される。このような被災企業の事業再建には自助努力に加え、公的にその復興を支援していく必要がある。

そこで、区は、被災後の区内産業・就労の状況を詳細に把握し、区内産業の復興支援を積極的に行っていく。

特に、区内中小企業事業主に対しては、事業の再建に関する相談窓口の増設、再建資金の負担を軽減するあっせん融資制度の利用促進等により、事業復興を支援する。



第6章 産業の復興 第3節 区内産業の再建に対する支援

項目名	(1) 一時的な事業スペースの確保支援
<p>被災後の一時的な事業スペースを確保することの困難な事業主に対し、共同仮設工場および店舗を設置して賃貸する。 共同仮設工場及び店舗に関する情報の区民への提供・申込受付・入退去管理を行い、事業活動の再開を積極的に支援する。</p>	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 共同仮設貸店舗の管理等	被災後 2週間～	産業経 済課	<ul style="list-style-type: none"> ○(産業復旧状況調査時に)共同仮設店舗等に関する事業主の出店希望を調査する。 ○(国・都と協議し、)区内における共同仮設店舗設置計画を策定する。 ○区が現地を調査し、設置場所を確定する。 	○東京都は、賃貸型共同仮設店舗等の設置を予定している。
	被災後 3週間～	産業経 済課	<ul style="list-style-type: none"> ○共同仮設店舗等の設置について事業主に周知し、募集・管理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・入居基準を作成する。 ・募集情報は、区報等を通じて提供する。 ・入居申込みは、総合庁舎で行う。 ・事業者の入退去等の管理を行う。 	

留意事項

第6章 産業の復興 第3節 区内産業の再建に対する支援

項目名	(2) 店舗の修復・再建
<p>中小企業の再建のための資金需要は、膨大な額になることが想定される。資金調達には、返済利子の事業者負担分が軽減されている、利用しやすい公的融資あっせん制度が必要である。</p> <p>区では、既存の融資制度の従前どおりの適用と区内中小企業による活用の促進を図る。</p>	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 資金需要の把握	被災後 1週間以内	災対区民 生活部	○区内中小企業者が事業再開のために必要な資金規模を把握する。	○都は資金需要を予測し、区に対して制度融資取扱指定金融機関に対する資金需要要請を行うよう求める。
(2) 既存融資制度の活用促進策の検討	被災後 1週間以内	災対区民 生活部	○区内中小企業の資金需要に即した既存融資制度の活用促進策を検討する。	○都の融資制度に関する情報提供支援を区に求める。
(3) 財源確保・関係金融機関への要請	被災後 2週間～	産業経済課	○既存融資制度を従前どおり実施するため、区の財源確保を図る。 ○指定金融機関に資金準備を求める。	○信用保証協会基本財産の造成のための支援を区に求める。
(4) 融資制度の周知(活用促進)	被災後 3週間～	産業経済課	○区報、ホームページ、パンフレットの配布等により融資制度の周知を行い、効果的な活用を図る。	

留意事項

- ・既存融資制度を震災以前と同様に適用することについては、東京信用保証協会、各金融機関と協議を行い、状況を想定した対応を予め検討する。
- ・震災による担保の喪失、保証制度要件等の融資への障害にどのように対処するかの問題がある。

第6章 産業の復興 第3節 区内産業の再建に対する支援

項目名	(3) 商工相談の拡充
<p>被災後に民間事業者は、経済的にも法律的にも複雑な多くの問題を抱えると想定される。適切で効率的な解決のためには総合的な相談のできる公的窓口が必要である。また、民間事業者が復興に向けてとるべき行動の選択基準や判断材料となる情報を正確かつ適時に入手できるようにする必要がある。</p> <p>そこで、区は、相談・情報提供場所の増設、巡回相談の実施、総合的な相談体制や相談日・時間の拡大等を行い、区内企業の早期再開を支援する。</p>	

□震災前の行動

具体的行動名	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 中小企業診断士協会等との連携	産業経済課	○中小企業診断士協会等と検討し、相談員の派遣を依頼する。	

□震災後の行動

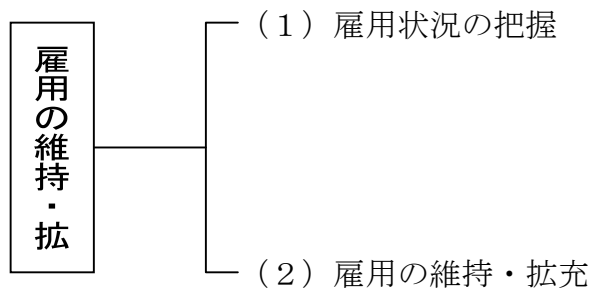
震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 被災事業主に対する総合的な相談窓口の設置	被災後 2週間～	産業経済課	○相談員が本庁舎に常駐し、来庁者及び電話相談（電話復旧後）に応じる。専門的知識を必要とする相談内容に対しても一つの相談窓口で対応できる体制をとる。 ○被災し、来庁できない事業主に対し、被災者相談所における巡回相談を実施する。	
(2) 物流情報等の提供	被災後 2カ月～	産業経済課	○物流ルートに関する情報を国や都、他の自治体と連携し、収集・提供する。※即時性が重要であり、その内容の適時の更新と区民が入手しやすい場所（例：被災者相談所）での提供に留意する。	○物流ルート等について業界への情報提供を行う。
留意事項				

■趣旨、基本的な考え方

区民が速やかに自立し、生活を再建するためには、経済的な基盤となる職業の維持が前提となる。ところが被災した事業主が、事業の存続のために、雇用の調整の必要に迫られることにより、離職を余儀なくされる区民が少なからず生じる。

一方で、働き手を失う等で事業の継続が困難になった事業所では、新たな働き手を求めることになる。

そこで区は被災後の区内における雇用状況・生活状況に関する調査を行い、被災者の実情に合致した就労の場の維持と紹介に関する支援を行い、区民生活の再建を進める。



第6章 産業の復興 第4節 雇用の維持・拡充

項目名	(1) 雇用状況の把握
-----	-------------

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 区内産業の被害状況等の把握に併せた雇用状況の調査	被災後 1週間～	災対区民 生活部	○区内事業者団体を通じ、区内事業所被災状況の調査と同時に、事業継続、雇用継続に関する状況を調査する。	都は独自に調査を実施。
	被災後 2週間～	観光・ 雇用課	○区内事業者団体を通じて定期的に調査する。	
(2) 雇用情報の交換	被災後 2週間～	観光・ 雇用課	○他の自治体やハローワーク等と雇用情報(求人・求職情報)を適時交換する。	
留意事項				
<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先事業所が倒産・工場閉鎖等を行い、職を失う者は、震災後時間が立つに連れ増加すると考えられることから、定期的・継続的な調査が必要である。 				

第6章 産業の復興 第4節 雇用の維持・拡充

項目名	(2) 雇用の維持・拡充
<p>区民が速やかに自立した生活の再建を図るためには、経済的な基盤の維持が前提となるため、できる限り雇用の維持と離職者の受け入れが図られるように、事業主に対して要請していく。</p> <p>また、区は、区民が身近な場所で求職活動を行えるように、都やハローワーク等と連携し、情報提供等を図り、就労による自立した生活の回復に資する。</p>	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) ワークサポートめぐりの再開	被災直後	災対区民生活部	○ワークサポートめぐりを早期に再開し、離職者や事業主を対象とした雇用相談を行う。	
(2) 事業主に対する雇用の維持の要請	被災後1週間～	災対区民生活部	○事業主に対し、事業者団体等を通して、又は広報等により、解雇等の事態が極力発生しないよう、雇用の維持を徹底するよう要請する。	
(3) 事業主に対する離職者受け入れの要請	被災後2週間以内	観光・雇用課	○事業主に対し、事業者団体等を通して、又は広報等により離職者の雇用受け入れを要請する。	
(4) 求人情報の把握・提供	被災後2週間～	観光・雇用課	○ハローワークや都等と連携し、求人情報を把握し、離職者に対して的確な情報提供を行う。	

留意事項

- ・事業者団体に属していない事業主には広報等により周知を図る必要がある。

空白